

一般社団法人コラボ産学官

定 款

平成20年3月27日作成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コラボ産学官と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、産業界、教育研究機関、国及び地方自治体が、そのシーズとニーズのマッチングを計ることにより、わが国の経済活動の発展に資するとともに、産学官それぞれの本来の活動の活性化と社会貢献に寄与することを社員及び会員共通の目的とし、その目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

1. 産学官連携や知的財産に関する調査、研究及び支援
2. 全国の教育研究機関を核に、首都圏企業・地方企業及び国・地方自治体の連携を推進するネットワークを支援する事業
3. 地方の教育研究機関の首都圏での活動等、産学官連携のネットワークを支援するため設置する「コラボ産学官プラザ in TOKYO」の運営
4. 産学官連携や知的財産に関する各種セミナー、研究会、講演会等の開催
5. 産学官連携及び知的財産に携わる人材育成や人材交流の支援
6. 産学官連携による新規事業、ベンチャー企業等の支援
7. 産学官連携及び知的財産にかかわる情報収集と会員への発信
8. 会員相互の協力や関係学会及び関係組織との協力の奨励、助成及び促進
9. 前各号に掲げる事業・活動に付帯又は関連する一切の事業及び活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章 社 員

(資格、入社)

第6条 当法人の社員となるべき資格を有する者は、第5章に定める会員とする。

- 2 前項の資格を有する者が社員となるには、会員規則に基づき会員総会の同意を得て、

当法人所定の様式による申込をなした上、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。但し、その場合当法人に対して、3か月以上前に書面をもって退社の予告をすることを要する。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により当然に退社する。

- ① 総社員の同意
- ② 死亡又は解散
- ③ 除名
- ④ 破産又は民事再生手続開始その他の法的倒産手続の申立
- ⑤ 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたこと
- ⑥ 社員資格の喪失

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員及び会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第10条 設立時の当法人の社員は、次の者とする。

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了の翌日から3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

第13条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

- 2 社員総会を招集するには、会日より5日前までに各社員に対して、その通知を発することを要する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第4章 理事及び監事

(員数)

第18条 当法人の理事は1名以上とし、監事は1名以上とする。

(資格)

第19条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。
ただし、監事については、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までと

し、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第21条 当法人の理事が1名の場合は、当該理事を代表理事とする。

- 2 当法人の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によりこれを定める。
- 3 代表理事は、当法人を代表する。

(理事及び監事の報酬)

第22条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 会 員

(会員)

第23条 当法人の目的に賛同し、別に定める会員規則及び同規則に付随する規則（以下「会員規則等」という）にしたがって入会手続きを経た者を当法人の会員とする。

(会費)

第24条 会員は、会員規則等に定める会費を納めなければならない。

(会員名簿)

第25条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(会員規則)

第26条 会員及び会員総会に関する事項は、本定款のほか、会員規則等による。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第29条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第30条 基金の返還に係る債権には、利息を付さない。基金の拠出者に対しては、基金拠出額を超える金額の財産の分配（基金拠出額を超える金額の残余財産の分配を含むが、これに限られない。）は行われぬ。基金拠出者は、当法人解散の時まで基金の返還請求をすることができない。

(基金の返還の手続き)

第31条 基金に係る債務の弁済は、社員総会で承認された財産目録及び貸借対照表に従って、当法人のその余の債務を弁済した後に清算人がこれを行う。

第8章 解散及び清算

(解散の事由)

第32条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 法人の合併（合併により当法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
- ③ 社員が欠けたとき
- ④ 法人の破産手続開始の決定
- ⑤ 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第33条 前条第1号の場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

(解散登記後の継続)

第34条 当法人は、解散の登記をした後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第35条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人の残余財産は、国庫に帰属するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(準拠すべき法律)

第38条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによるものとする。

平成20年12月10日一部改訂。